

## 平成29年由仁町議会第1回臨時会 第1号

平成29年1月24日(火)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 5 議案第 1号 由仁町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 6 議案第 2号 施設使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 7 議案第 3号 由仁町役場支所設置条例を廃止する等の条例の制定について
- 8 議案第 4号 由仁町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 9 議案第 5号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について
- 10 議案第 6号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について
- 11 議案第 7号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定について
- 12 議案第 8号 由仁町三川会館の指定管理者の指定について
- 13 議案第 9号 伏見台球場の指定管理者の指定について
- 14 議案第10号 第六次由仁町総合計画基本構想について
- 15 会議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 会議案第2号 議員派遣について
- 17 意見書案 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について  
第1号

### ○出席議員(10名)

|       |       |     |    |       |
|-------|-------|-----|----|-------|
| 議長10番 | 熊林和男君 | 副議長 | 9番 | 吉田弘幸君 |
| 1番    | 大竹登君  |     | 2番 | 羽賀直文君 |
| 3番    | 佐藤英司君 |     | 4番 | 浮田孝雄君 |
| 5番    | 井村勇夫君 |     | 6番 | 後藤篤人君 |
| 7番    | 早坂寿博君 |     | 8番 | 加藤重夫君 |

### ○欠席議員(0名)

○出席説明員

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 |   | 長 | 松 | 村 | 諭 | 君 |
| 副 | 町 | 長 | 田 | 中 | 利 | 行 |
| 教 | 育 | 長 | 田 | 中 | 宣 | 行 |
| 代 | 表 | 監 | 平 | 中 | 利 | 昌 |
| 総 | 務 | 課 | 中 | 島 |   | 哲 |
| 地 | 域 | 活 | 河 | 合 | 高 | 弘 |
| 産 | 業 | 振 | 納 | 口 | 浩 | 昭 |
| 保 | 健 | 福 | 中 | 道 | 康 | 彦 |
| 教 | 育 | 課 | 星 |   | 貴 | 之 |

○出席事務局職員

|   |  |   |   |   |   |   |   |
|---|--|---|---|---|---|---|---|
| 局 |  | 長 | 菊 | 地 | 和 | 夫 | 君 |
| 主 |  | 査 | 荒 | 井 |   | 修 | 君 |

◎開会 午前 9時31分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員です。

よって、平成29年由仁町議会第1回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 羽賀君、3番 佐藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りといたすことに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付してあるとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成28年度11月分、12月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおきいただきたいと思います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるため民間及び国家公務員に準じて地方公務員に関する規定の改正が行われたことに伴いまして、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 承認第1号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案が昨年12月2日に公布され、本年1月1日から施行されることとなったことにより、関係の条例改正を行ったものであります。この法律の改正趣旨であります。国家公務員や民間に対して行われた育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため改正を行ったものでありまして、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するなどの措置を講じようとするものであります。法律の公布が12月2日、関係通知が12月6日であったことから、同月7日開会の定例会での提案には間に合わず、施行日が本年1月1日であったため、地方自治法の規定に基づきまして専決処分としたところであります。

説明は新旧対照表で行いますので、承認第1号と書かれた資料をごらんください。右欄が改正前の条例、左欄が改正後の条例であります。最初の改正であります。第2条の次に第2条の2として育児休業法第2条第1項の条例で定める者を追加しております。この育児休業法という法律は、正式名称は地方公務員の育児休業等に関する法律であります。今回新旧対照表には載っておりませんが、第1条で以下育児休業法という規定をしておりますので、以下育児休業法と説明させていただきます。育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組における監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加える改正が第2条の2であります。

次の改正でありますけれども、先ほど第2条の2として規定を加えるため、従来の第2条の2を第2条の3へと条番号の変更をするものであります。

続きまして、第3条の改正であります。改正前の第1号の規定を「又は第5条に規定する」の前後で分割して整理すると同時に、第2号の2に特別養子縁組における監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加えるものであります。

次のページをお開きください。第2号から第5号までの改正は、ただいまの第2号の規定を追加するため、それぞれ1号ずつ号番号を繰り下げるものであります。

続きまして、第10条の改正であります。育児短時間勤務が適用されている職員に対する規定の改正であります。内容は先ほどの第3条の改正内容と同じであります。

続きまして、第18条第2項の改正であります。こちらは従来は育児休業に関するみの規定であったものに短時間の介護休業が取得できることになったことによりこの介護休業に関する規定を追加したものであります。

次のページになりますが、最後に附則として、この条例を平成29年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第5 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第5、議案第1号 由仁町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、多様化、複雑化する業務に臨機応変に対応するため地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づきまして条例を制定しようとするも

のであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 議案第1号 由仁町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について、内容の説明をいたします。

このたびの制定は、限られた職員数で複雑化、多様化する業務に臨機応変に対応するため、一時的に職員と同じ条件で臨時的任用を可能とする地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、以下法と呼ばさせていただきますが、この法に基づき必要な事項を制定するものであります。この条例によりまして、専門的知識が必要となる情報系担当職員や資格を所持する技術系の職員を期間を決めて雇用することが可能となり、一時的な業務量増加等に柔軟な対応ができるものであります。

初めに、制度の概要を説明させていただきますので、議案第1号資料をごらんください。まず、1の任期付職員制度についてであります。1つ目として臨時職員や嘱託職員とは異なり、職員と全く同一の業務に従事することが可能であります。2つ目に臨時職員は半年、嘱託職員は1年の雇用が原則となっておりますが、法律の区分によって3年間から5年間の雇用が可能となります。3つ目でありましても、業務内容が職員と同一でありますので、その業務に従事する正職員と同等の給与及び手当を支給することが可能となっております。その下の表をごらんください。一番上の段が法第3条の規定による高度の専門知識、または専門的経験を必要とする任期付職員の要件と任期であります。中段が法第4条に規定されております一定期間の業務量増加等に対応するための任期付職員の要件及び任期であります。下段が法第5条に規定されております任期付かつ短時間勤務職員の要件と任期であります。こちらは、法第4条の任期付職員のうち短時間勤務の者に加え、窓口開設時間の延長や部分休業を取得する職員の代替に対応できる内容となっております。

次に、2の任期付職員の採用状況であります。こちらは国が取りまとめた過去5年間の数値であります。括弧内の数値でありますけれども、米印で注釈がありますように東日本大震災の復興業務に従事する任期付職員数であります。このようにこの制度によりまして、昨年由仁町は被害を受けておりませんが、大雨などの災害を受けたときに災害復旧のための終了期間まで土木技術職員などを採用することも可能となるものであります。

続いて、条例の説明をいたしますので、議案書の5ページをお開きください。第1条は、条例の趣旨であります。職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めることを規定しております。

第2条は、法第3条、高度の専門的知識を要する任期付職員の採用に関する規定であります。

次のページをお開きください。こちらの第2項各号では、第1項に規定する高度の専門知識を有する任期付職員以外の任期付職員の採用について規定をしております。

続きまして、第3条は法第4条に基づく任期付職員の採用であります。第2項では、第

1 項各号に規定されている業務に職員が従事する場合、その補充として任期付職員を採用することができることを規定しております。

次のページをごらんください。第4条は、法第5条に基づく任期付職員の採用であります。第1項では、先ほどの第3条第1項に規定する業務のうち短時間勤務職員の採用について規定しております。第2項では、住民サービス提供時間の延長、提供体制の充実などに関し任期付短時間勤務職員を採用できることを規定しております。第3項では、職員が介護休暇や育児休暇を取得した際、その職員にかわって任期付短時間勤務職員を採用できることを規定しております。

第5条は、任期の特例であります。3年の任期を5年とできる場合について規定しております。先ほどの資料で中段右、括弧書きで記載されていた部分であります。

次のページをお開きください。第6条は、任期の更新であります。任期更新の際には本人の同意を得ることを規定しております。

附則であります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○4番（浮田孝雄君） 何点か確認しておきたいと思います。

まず、第1点目はこの任命権者、これは誰を指すのですか。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいまのご質問、総務課長のほうから回答をさせます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） ご質問のありました任命権者ですが、町長ですとか、あとは議会であれば議長などが該当します。町長だけではないので、ここは任命権者というふうに定義しております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） ただいま町長と議会というお話でしたけれども、議会の場合もちよっと説明していただけますか。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 実際由仁町では該当がないのですが、私先ほど町長と何か議会と言いましたが、教育委員会なども同じでありまして、それぞれ任命権者が職員を採用することはあり得ます。それで、議会の場合は議長、教育委員会である場合は教育長など、農業委員会の場合は会長ですとか、町長部局以外にもそれぞれ任命権者がおります。これよろしいでしょうか。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） これは、今日本で問題になっている雇用の問題、これに相当絡んでくる話です。今説明聞いていますと大体3年から5年と。この任期、一区切りと、こういう説明です。行政として、どうしても必要な技術なり知識なり持っている方がとにかく今必要だと。これが第6条にも書いてあるように再雇用の定義、これ明確に示されていない。私が今聞いている範囲では使い捨て。3年、5年でもうちは必要ないですよ。それが3年であるのか4年であるのか5年であるのか、もう結構ですよと、お引き取りくださいと、こういうお話に聞こえるのですけれども、そこはいかがなのですか。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員のご質問の内容というのは、非常に理解することができます。まず、1点の任命権者ということございますが、制度的には任命権者、私のほかにこちらにおります議長もいます。法改正になりましたので、かつては教育長も当然そうでした。農業委員会の会長も当然そうです。いろいろないわゆる行政機関がそれぞれ任命権者として職員を採用すること可能でありました。ただ、由仁町の場合、実態としてどうだったかといいますと過去に教育委員会が、教育長が職員を1名採用したという実績があるのみで、実態としてはそれぞれの行政機関が職員を採用したということは実績としてはございません。ただ、その権限は持っているということでございます。持っておりますので、したがってまして条例としてはこの定義は任命権者としてその権限を認める規定になっているところであります。この条例の制定の趣旨というのは、決して今日本中で3割から4割の方が非正規雇用になっているという今の現状のいわゆる雇用関係のことではなくて、私どもの行政が抱える仕事というのは非常に複雑、多様化している。そして、国から実施しなければならない事業というのも極めて短期間の間に専門的な技術を要するという業務が非常にふえているということ、それを想定して、いわゆる将来にわたって終身雇用としての職員ではなくて、その業務がある程度終期が見込まれる場合にその期間だけを専門的知識を有している人を、例えば民間のほうに勤めている方ですとか、そういう方をうちの職員として一時的に期間を定めて任用をするというものでございまして、今世間一般的に問題となっている任用のことはこの条例においては全く想定はしておりませんし、もちろん私どももこの条例をもって現在の派遣切りですとか、そういったことに類するようなことをする考えも当然ございません。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） 本当にこれは大事な問題です。かつての臨時職員を採用すると、それで各行政はやってきていますよね。この場合は任命権者、これ町長なのですか。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 臨時職員の任用についても任命権者である私が任用をしていると



いうことでございます。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） 先ほど説明された町長であり教育長であり議長でありと。結局特殊な知識、才能を持っている人方、これは既に民間では必要とする部分がありますから、当然どちらかに勤務されていると。今お話しされたように、そういう人方も対象になると。これはどうなのでしょう。第6条に書いてある当該職員の同意を得なければならないと。既に籍を民間に置いている人、この人の同意のもとで任期切れの後は更新することがまたできると、こういうふうに6条には書いてあるのですけれども、ここは違うでしょう。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 条文ではそのような表現はしてありますが、大前提となるのはその人を必要とするかしないかの業務があるかないかだということでございます。

○議長（熊林和男君） 最後にしてもらえますか。

○4番（浮田孝雄君） これはなかなか大事な問題ですから、私も下がりません。

そこは違うでしょう。行政が必要とする部分、こういう人が必要だよと、これわかります。この人が既に籍を置いている会社、事業所、話の中で3カ月頼みたいと、いいですよと、そういう了承のもとで事業主と会社のほうが派遣していると、これはわかります。そこはやはりもう少し詰めて考えていかないと、結局は必要とされるその人自体の立ち位置というのが宙ぶらりんになってしまう。私はそう考える。これは社会保障、身分保障についても同じなわけ。そこ再度お願いします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員のご質問は、それ任用の濫用というのですか。私どもが任用する際、雇用する際、いわゆる我々にとってみれば雇用権の濫用というのですか。

（「いやいや、そこまではいきません」の声あり）

○町長（松村 諭君） そのようなことがないようにするために私どもがこの条例を制定しているわけです。例えばうちでかつてあったことでございますが、埋蔵文化財の発掘調査であります。これは、期間が3年間でありました。この間に埋蔵文化財の発掘調査を知り得る能力を有した学芸員を任用しなければならなかったのです。その学芸員の数は、2名ないし3名必要だったのです。この発掘調査業務が終わった後、現在今うちの中に学芸員は存在しません。存在しないのです。だけれども、学芸員は必要だったのです。当時は委託業務、そして嘱託職員として任用をしたわけでありましたが、この制度を活用すれば業務の期間、必要な遺跡の発掘調査をする期間だけ職員と同じ身分の待遇で、嘱託職員ではなくて、身分の待遇をもって職員として採用することができるわけなのです。ですから、

決して浮田議員が想像される、考えていらっしゃる濫用する、採用した人間を不当に解雇したりとかということをご想定したものではない。もちろんそれを濫用するのを避けるためにもこの条例は絶対必要だということでございます。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行いたいと思いますけれども、議案第1号 由仁町一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、賛成する方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） お座りください。起立全員です。

よって、原案のとおり決することに決定をいたしました。

#### ◎日程第6 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第2号 施設使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 施設使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、第3次行財政改革において見直しを行いました公共施設の使用料について、平成25年以降は使用料の特例を定めて、町民負担の軽減に努めてきたところがあります。しかし、この特例期間が本年3月で終了することから、必要な改正を行うため条例を制定しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 議案第2号 施設使用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、内容の説明をいたします。

初めに、資料でございますが、お手元に議案第2号資料とそのほかに本日追加で配付をさせていただきました議案第2号資料2というものがあると思います。この2つの資料ですが、今回の改正は条例本則の料金表を改正するものでありますが、その料金表の新旧対照表ですと今現在徴収している使用料との比較ができないことから、本日第2号資料の2として現在徴収している使用料との比較表を追加したものであります。この使用料の見直しについてであります。平成20年の料金見直し以降、平成26年の消費税の引き上げや2度にわたる電気料金の値上げなどが実施され、また本年4月からは農業集落排水使用料の改定も決定しておることから、施設の維持管理費においても影響を受けるものであります。使用料の見直しが必要との判断をし、見直しを行ったものであります。これまでの本則の使用料につきましては、実際の施設維持管理費と施設の種別による行政と住民との負担割合をもとに決定したところであります。そのままでは住民負担が大きいとのことで、財政状況の改善が図られた平成25年以降は経過措置といえますか、内容的には暫定の措置になろうかと思っております。そして、使用料を引き下げておりますので、このたびの料金の見直しにおきましては、本則ではなく今現在徴収している平成25年以降の料金をもとに決定をしております。その25年度以降の料金に維持管理経費の増加見込みのうち一部の施設を除いて各施設8%の加算をしたものを新たな施設使用料として算出しております。

説明のほうは議案第2号資料2で説明をさせていただきますので、議案第2号資料2をごらんください。右の欄が経過措置使用料、こちらは現在徴収している使用料になります。左の改正案が改正後の使用料となります。金額については読み上げませんので、ご確認いただきたいと思います。

第1条関係であります。第1条関係は文化交流館に関する料金の改正であります。

続きまして、第2条関係は町民プールに関する改正であります。料金表は、次のページをお開きいただきたいと思います。

続きまして、第3条関係は町の体育館、由仁町体育館に関する改正であります。

次のページをお開きください。第4条関係は、伏見台球場とテニスコートに関する改正であります。テニスコートにつきましては、経費増加の影響がごくわずかでありましたので、このたびの料金改正の対象とはしておりません。

第5条関係は、学校開放に関する改正であります。

次のページをお開きください。別表第1の改正であります。学校統合によりまして4月1日から対象となる施設が新しい由仁小学校のみとなりますので、こちらの表をあわせて改正を行っております。使用料は別表第3、こちらが使用料になります。

第6条関係は、古山貯水池自然公園のオートキャンプ場であります。これは、オートキャンプ場ですが、指定管理者による運営を行っております。使用料につきましては上限の設定となっております。

次のページをお開きください。第7条関係は、町民センターに関する改正であります。

次のページをお開きください。第8条関係は、三川会館に関する改正、第9条関係は川端老人福祉センターに関する改正であります。

次のページをお開きください。第10条関係であります。健康元気づくり館に関する改正であります。

次のページをお開きください。第11条関係は、集落センターに関する改正であります。

第12条関係であります。こちらは農畜産物加工センターに関する改正となっております。

次のページをお開きください。第13条関係であります。こちらはゆにガーデンに関する改正であります。

次のページをお開きください。第14条関係であります。こちらは体験農園に関する改正であります。

次のページをお開きください。第15条関係は、農村勤労福祉センターに関する改正であります。こちら別表では研修室及び陶芸室の暫定料金がゼロ円であったため、改正におきましては表から削除しております。また、備考の第2項におきまして陶芸室の使用を制限する規定がございましたが、実際には陶芸室を他の用途に使用するのには適さない状態となっております。今回の改正にあわせてこの項を削除しております。備考の第3項ありますが、使用料の表から研修室と陶芸室を削除しましたので、冬期料金の基準を体育アリーナのみとしたものであります。

最後に、附則でありますけれども、この条例を本年の4月1日から施行しようとするものであります。ただし書きについてであります。第5条の学校開放に関する改正で、こちらは現在条例は公布されておりますが、施行は4月1日となっておりますので、施行前の改正条例に対する改正であるため、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○4番（浮田孝雄君） 第7条からの施設利用の料金体系の中で町民センター、これが今までの例えば会議室、例に挙げますと会議室の場合、町内在住者以外の者及び団体が600円と。今回は320円、こういう減額の部分が何点か7条以降も見えます。これ何か特殊な事情でもあったのですか。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） ただいまのご質問でございますが、所管しております保健福祉課長のほうに説明をさせます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） ただいまの第7条関係の町内在住者以外の者、団体等の

使用料の質問でございますが、この資料とは別の第2号資料の5ページをお開きください。こちらは本則での変更ということでございますが、例えば今提示いただきました会議室でございますが、まず町内在住者及び団体につきましては300円、町内在住者以外の者及び団体につきましては600円ということで、継続的な考え方としては倍の料金設定をしているところでございます。今回行財政改革の緩和ということで本則を半額とする経過措置を設けているところでございますが、この経過措置で半額としたものにつきましてはあくまでも町内、町民に対する部分ということで300円だったものを150円ということでございます。今回の改正につきましては、現行の経過措置で徴収しております150円、こちらに総務課長説明の上昇率を掛けたものということで160円と改正を行ってございます。先ほど申し上げました町外在住の者等に関しましては、町内在住の2倍という形で考えておまして、今回本則の改正ということにいたしましたので、160円の2倍ということで320円という形をとったものでございます。

以上です。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） その積算根拠って何ですか。他町村は地元の2倍と今説明されましたけれども、その積算の根拠というのは何なのですか。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 積算の根拠でありますけれども、具体的になぜ2倍という部分では町民の負担額をもとにまず計算をしまして、他町村の方からは幾らもらうかという設定をいたします。この2倍というのは、従来から2倍というふうに徴収してきておりましたので、そこの部分の見直しは行っていないものであります。改めまして、では1.5倍とか1.2倍ではなくてなぜ2倍だということになろうかと思っておりますが、こちらについてはもともとの条例の考え方を踏襲したということでありまして、今回2倍について明確な根拠としては設定をしていないところであります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） 積算根拠がわからないままの答弁でしたので、ここはやはり少し整理しておかないとだめだと思います。確かに地元の人は税金云々も全部これ他町村とは違います。それはわかります。やはりコミュニティーの中の公共施設を活用していただくということの基本は、これは地元であろうが他町村であろうが、特殊な使い方以外はなるべく均一に考えていかないとだめだと思います。

○議長（熊林和男君） 答弁要りますか。

○4番（浮田孝雄君） どうぞ。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員からのご質問でございますが、ただいま公共施設の使用

料のいわゆる値上げ案を提出させていただいたのですが、こういった公共施設というのは町民の皆さんのコミュニティー活動に資するため、あるいは健康増進に資するため、それぞれの施設に目的というものがあるわけでございます。最近ではちょっと変わってまして、町外の方にたくさん来ていただいて、町外の方の利用料を収入とするような公共施設も実際はうちの町にあるわけでございます。では、その施設を建てたときにその施設を維持管理するにはどうするかといいますと、本来であればかかった費用を長期間にわたって計算をして、利用料を何ぼに設定するということが必要なわけでありまして。本来はそういうふうに最初の使用料というのを設定しているわけなのでありますが、残念ながらうちの町においてはその使用料を設定する段階においてその施設を建てたときにかかった、いわゆる利用した起債の償還分というのを見ていないわけでありまして。この公共施設というのは、少なくとも町民の方に利用していただきますけれども、その借金は町民の方が返済しているということなのです。であれば、やはり広く町外の方に利用していただくことも当然必要かもしれないですけれども、借金を返済するという痛みを町民の方以上に町外の方には負担していただかないと私はこれはだめだと思っています。ですから、町外の方の使用料を高くするというのが、ただいま総務課長、根拠がないということを回答させていただきましたが、これ細かく行革のときに計算したときにはしっかり起債の償還分も含めて根底から見直した経緯がございます。ですから、その起債の償還を誰が負担するのかということで町内と町外、差をつけるという、その考えに基づいていわゆる二部料金制をとっているということでありまして。今回の改定には挙げておりませんが、うちが抱えている公共施設の中には町内と町外の利用に応じて料金を二部制にする必要がある施設は私はまだあると思っています。もっとやらなければならないと思っています。町民の方に施設を維持するために、建てるための返済という負担を強いているわけですから、この二部料金制というのはまだ足りないというふうに考えを持っているところでございます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○1番（大竹 登君） 私から1点。

軽減措置については、非常に歓迎をするところであります。ただ、昨今特に福祉関係の分野において地域の見守りでありますとか支え合いでありますとか、さまざまな、特に社会福祉協議会を事務局とする社協、町内会、老人会、それから障害者団体等含めましての連携的な地域の支え合い活動の必要性というのがますます今後ふえてくることが予測されます。特に私たちのかかわっているいろんな事業におきましても、言ってみますと例えば老人会なんかにおきましても町でやっているデイサービスの民間版的な機能というか、例えば給食サービスをするだとか介護予防のリズム体操をやるだとか、さまざまなそういう事業が取り組まれております。そうした場合、従来の型を破ったいろんな連携によるやっぱり集まりの機会、寝たきりゼロにしてもできるだけひきこもりからいろんな集まりに出てくるような機会をつくっていくことの事業がふえていく、そういうことが予想されます。そうした場合にやっぱり内容によっては使用料の軽減措置等の対応も今後出てくるかと思っております。中身によりましてはケース・バイ・ケースで出てくるかと思っておりますので、その際は

一律的に町内会で使用するの、無料にするのがいいのか、その辺のことはいろんなサークル団体の軽減がどう適切かは今ここではどうするということとは言えませんけれども、軽減措置等についてのやっぱり今後相談に乗っていただく要素もぜひきちっと確保していただきたいということを意見として申し上げておきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長の答弁はいいですか。

○1番（大竹 登君） 今後の考え方としてあれであればちょっと述べていただけると。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員のご質問のいわゆる個々具体的な事案につきましては、それぞれ所管しております担当の課のほうと協議をしていただきたいと思います。これは保健福祉課だけに限らず公共施設、産業振興課から、あるいは教育委員会まで多岐にわたっておりますので、それぞれの課で親切丁寧に対応していただくことを私のほうからそれぞれの所管課長のほうに伝えておきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○6番（後藤篤人君） 町の公有施設、今民間に管理運営を委託している場合が大分見受けられるのですが、その辺に関しては今回の料金の改定とともにそちらのほうも見直すつもりあるのかなのか、その辺だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 後藤議員のおっしゃっているのは、指定管理者の運営を行っている施設ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○総務課長（中島 哲君） こちらにつきましては、条例上の料金が上限になることになっております。ですので、こちら指定管理者が条例の上限料金をもとにそれより低い額でやれるのか、それともやっぱり条例で決めている上限の料金でやらなければいけないのかを考えることになっております。その考えた料金を町の承諾を得て指定管理者が決定するという流れになります。こちら条例改正、本日議案として提出しておりますので、幾らの料金を指定管理者が設定するかというのはこの後指定管理者と協議することになってまいります。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○6番（後藤篤人君） 私言っているのは、上限の見直しをするのかしないのか。役所のほうでも今まで仮に100万円を見たのが今回5%上げましたから、105万として上限を考えるのか考えないのか。それによっては、民間のほうですから、そういう金額はわからないにせよ、やっぱりそういうことも考えていくのかなということをちょっとお伺いし

たかった。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） ただいまのご質問に対する回答でありますけれども、そちらについてもこれからの協議ということになってまいります。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 施設利用料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第3号ないし日程第8 議案第4号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第7、議案第3号 由仁町役場支所設置条例を廃止する等の条例の制定について及び日程第8、議案第4号 由仁町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定については、関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 由仁町役場支所設置条例を廃止する等の条例の制定について及び議案第4号 由仁町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定については一括議題として審議することに決定をいたしました。

日程第7、議案第3号、日程第8、議案第4号を一括議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号、議案第4号、ただいま一括上程いたしました議案第3号 由仁町役場支所設置条例を廃止する等の条例の制定について、議案第4号 由仁町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、行財政の一層の効率化という観点から三川支所を廃止するとともに、その取扱業務を三川郵便局で行うため所定の手続を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 総務課長

○総務課長(中島 哲君) 議案第3号 由仁町役場支所設置条例を廃止する等の条例について、議案第4号 由仁町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について、内容の説明をいたします。

議案書の21ページをお開きください。初めに、議案第3号であります。三川支所の廃止に関する条例であります。第1条では、支所の設置根拠となっております由仁町役場支所設置条例の廃止であります。

次に、第2条であります。支所の廃止に伴い由仁町役場三川支所という施設がなくなりますので、告示などに使用する掲示場の設置箇所を由仁町三川会館前に改めようとするものであります。

附則であります。条例の施行日を本年4月1日とするものであります。

次に、議案書の23ページをごらんください。こちらは、郵便局での事務取扱に関する議決であります。三川支所の廃止に伴い従来支所で扱ってございました住民票や戸籍謄本の請求及び引き渡しを三川郵便局に取り扱わせるとするものであります。

第1条は、取扱郵便局の指定であります。三川郵便局を指定するものであります。

第2条は、取り扱う事務の範囲であります。第1号は、戸籍謄本及び抄本などの戸籍関係書類の請求受け付け及び引き渡しを規定しております。次のページをごらんください。第2号は、納税証明書の請求受け付け及び引き渡しの規定であります。第3号は、住民票関連の請求受け付け及び引き渡しの規定であります。第4号は、戸籍の付票の写しの請求受け付け及び引き渡しを規定しております。第5号では、印鑑登録証明書の請求受け付け

及び引き渡しの規定であります。

次に、第3条であります。取扱期間の指定であります。期間を本年4月1日から来年、平成30年3月31日までとするものであります。期間満了の三月前までにどちらからも申し出がない場合は自動的に1年間延長する内容となっております。

第4条は協定であります。この条例に記載されている内容以外のことにつきましては、町と日本郵便株式会社において協定を締結するものであります。

なお、この条例に記載しておりません申請書の受け付け業務などにつきましては、法令には基づかない業務委託となりますので、別途日本郵便株式会社三川郵便局と業務委託契約を締結することになるものであります。

最後に、附則ですが、取扱郵便局の指定を本年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○4番（浮田孝雄君） セーフティーに関しては第4条に書いてある合意の上、協定の中で書かれるということですか、セーフティー措置に関しては。どうなのでしょう。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） ただいまのご質問、セーフティーというのは情報の取り扱いなどの問題ということよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○総務課長（中島 哲君） 情報漏えいですか。

（「はい、そうです」の声あり）

○総務課長（中島 哲君） それに関しては、協定でうたうこととなります。

（「それはいつになるの。4月1日からになっているけど」の声あり）

○総務課長（中島 哲君） 議決をいただきまして、指定をした後に協定の締結を行います。4月1日からの発行となります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） それでは、ついでにもう一点教えてください。

この請求者の本人確認、ここはどうなのですか。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 請求受け付けという中には本人確認も含むものであります。

（「何でやるの、それ。証明書」の声あり）

○総務課長（中島 哲君） 免許証ですとかマイナンバーの個人カードなど、写真付きの証明書などで確認をとることになっております。もし持っていない場合には複数の、健康保険証ですとか、そういったもので確認をすることになっております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） ただいまマイナンバーとおっしゃいましたけれども、そのマイナンバーの本人確認というのはカードなの。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） マイナンバーの通知カードではなく、個人番号カードという写真のついたカードが希望者には発行されておりますので、そちらのカードです。通知カードではありません。今回の支所に限ったことでなく、現状の役場窓口での本人確認と同じ手続になります。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町役場支所設置条例を廃止する等の条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号 由仁町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長(熊林和男君) 日程第9、議案第5号 ゆにガーデンの指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、公の施設でありますゆにガーデンの指定管理の期間が平成29年3月31日をもって終了することから、引き続き指定管理者による管理を行おうとするため地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 産業振興課長

○産業振興課長(納口浩昭君) 議案第5号 ゆにガーデンの指定管理者の指定について、内容の説明をいたします。

ゆにガーデンにつきましては、ゆにガーデン設置条例第5条の規定により平成17年4月1日から指定管理による管理とじているところでありますが、本年、平成29年3月31日をもって3年間の指定管理期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容でございますが、1、指定管理を行わせる施設は、ゆにガーデンであります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、平野通郎であります。

3、指定管理期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。

4、管理業務の範囲は、ゆにガーデン設置条例第6条に掲げる施設の利用の許可や利用料の徴収、減免、施設の維持管理等に関する業務であります。

5、利用料に関する事項は、条例第7条に規定する条例で定める額の範囲内での利用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての收受等であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在の指定管理者であります東武緑地株式会社は平成20年4月1日から3期9年にわたる指定管理の実績を有するほか、当該法人が周辺に有する複数の観光施設との一体的な運営による相乗効果が期待できますことから、募集方法は非公募とし、去る平成28年12月21日に開催された指定管理者選定委員会において審議いただき、同社を指定管理者候補として引き続き選定をいただいたところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 ゆにガーデンの指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第6号 由仁町体験農園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第5号と同様の理由により議会の議決を得ようとするものであ

ります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第6号 由仁町体験農園の指定管理者の指定について、内容の説明をいたします。

体験農園につきましては、由仁町体験農園設置条例第4条の規定により平成18年4月1日から指定管理による管理とじているところではありますが、本年、平成29年3月31日をもって5年間の指定期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容でございますが1、指定管理を行わせる施設は、由仁町体験農園であります。

2、指定管理者の住所、氏名及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、平野通郎です。

3、指定管理期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町体験農園設置条例第5条に掲げる農園の使用許可や賃貸料及び使用料の徴収、減免、農園の維持管理等に関する業務であります。

5、賃貸料及び使用料に関する事項は、条例第6条に規定する条例で定める額の範囲内での賃貸料及び使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての收受等であります。

なお、候補者の選定に当たりまして、現在は有限会社由仁町活性化組合が平成18年度から指定管理者として管理運営を行っておりましたが、昨年、平成28年11月1日から30日までの1カ月間を募集期間として公募したところ、応募者は東武緑地株式会社の1社であったこと、また東武緑地株式会社は体験農園と隣接するゆにガーデンやユニの湯などとの施設の総合的な一体的な利用が図られ、より効果的、効率的な運営が期待できますことから、去る平成28年12月21日に開催された指定管理者選定委員会において審議いただき、同社を指定管理者候補として選定いただいたところでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○4番（浮田孝雄君） 1点だけお伺いします。

この由仁町体験農園、これの稼働実績というのは今お手元にありますか。あれば教えていただきたい。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 体験農園につきましては、主に貸し農園の部分と、あとセンターハウス、今ジジギスカンハウスとしての施設の利用という……

（「貸し農園」の声あり）

○産業振興課長（納口浩昭君） 貸し農園のほうでよろしいですか。現在でいきますと、今年度の実績で50区画あるのですが、そのうち20区画程度が利用されているという状況でございます。

以上です。

（「それは20人ということ」の声あり）

○産業振興課長（納口浩昭君） 1名で2区画、3区画を利用されている方もいらっしゃいますので、人数でいきますと9名というのが、9名の方で約20区画をご利用いただいているという状況でございます。

（「面積は。面積」の声あり）

○産業振興課長（納口浩昭君） 面積は1区画、若干差はありますが、大体50平米ですから、15坪ぐらいでしょうか。ぐらいの区画でございます。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） 50区画のうちの20区画、過半数が今未使用と、未契約と。これは、財政的に見ていった場合、これ必要なのですか。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 半分しか利用率がないから、町の財政上のことを考えればこの施設は必要なのかというご質問でよろしいでしょうか。

（「財政の何」の声あり）

○町長（松村 諭君） 財政上のことを考えれば、利用率が50%に満たない施設。

（「財産の中には固定資産もみんな入るから」の声あり）

○町長（松村 諭君） これは町の施設でございますので、固定資産はかかりませんが……

(「利益の話じゃないから」の声あり)

○町長(松村 諭君) いわゆる維持管理経費ということでよろしいですか。

(何事か言う声あり)

○町長(松村 諭君) 必要か不必要かということになりますと、これはまだまだ検証する必要があると思います。今の段階でこの施設は必要ないという判断をする材料としてはまだまだ不足しているのではないかなと考えているところでございます。

○議長(熊林和男君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 由仁町体験農園の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○議長(熊林和男君) 日程第11、議案第7号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第7号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第5号と同様の理由により議会の議決を得ようとするものであ



ります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第7号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定について、内容の説明をいたします。

ふれあい交流館、通称ポッポ館ゆににつきましては、由仁町ふれあい交流館設置条例第5条の規定により平成18年12月13日から指定管理による管理としているところですが、本年、平成29年3月31日をもって5年間の指定管理期間が終了するため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

次に、指定の内容であります。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町ふれあい交流館であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、夕張郡由仁町中央27番地、一般社団法人由仁町観光協会会長、渡辺泰弘です。

3、指定管理期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間です。

4、管理業務の範囲は、由仁町ふれあい交流館設置条例第6条に掲げる施設の運営及び維持管理に関する業務です。

なお、候補者の選定に当たりましては、現在は由仁町商工会が指定管理者として管理しておりますが、当該施設の一層の有効活用を図るためには観光案内所の機能を有するなど、利用実態に即した団体の管理が最良との考えから、商工会から今期をもって指定管理業務を終了する旨の報告書の提出がありました。これを受け、利用実態に即した団体、すなわち一般社団法人由仁町観光協会と協議を進め、受託したいという意思確認が調ったため、募集方法は非公募とし、去る平成28年12月21日に開催された指定管理者選定委員会において審議いただき、同法人を指定管理者候補として選定をいただいたところでございます。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 由仁町ふれあい交流館の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長(熊林和男君) 日程第12、議案第8号 由仁町三川会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第8号 由仁町三川会館の指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第5号と同様の理由により議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(中道康彦君) 議案第8号 由仁町三川会館の指定管理者の指定について、内容の説明を申し上げます。

由仁町三川会館につきましては、由仁町三川会館設置条例第3条の規定により平成21年度から指定管理による管理としているところでありますが、本年3月31日をもって3年間の指定期間が終了するため、それ以降も新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

それでは、指定の内容につきまして議案書により説明をいたします。1、指定管理を行わせる施設は、由仁町三川会館であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、札幌市中央区南1条東2丁目1番地、日盛ビル管理株式会社代表取締役、満田秀智であります。

3、指定管理期間であります、平成29年4月1日から平成31年3月31日までであります。

4、管理業務の範囲は、由仁町三川会館設置条例第4条に掲げる施設の使用の許可や使

用料の徴収、減免、施設設備の維持管理等に関する業務であります。

5、使用料に関する事項は、条例第5条に規定する条例で定める額の範囲内での使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての收受等であります。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年11月1日から30日までの1カ月間を募集期間として公募しましたところ、応募者は現在の指定管理者であります日盛ビル管理株式会社の1社であったこと、また日盛ビル管理株式会社は平成21年度から現在まで8年間にわたり由仁町三川会館の指定管理業務を誠実に履行しており、今後におきましても着実な指定管理業務が期待できることから、去る平成28年12月21日に開催されました指定管理者選定委員会においてご審議いただき、同社を指定管理者候補として引き続いて選定いただいたところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 由仁町三川会館の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長（熊林和男君） 日程第13、議案第9号 伏見台球場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 伏見台球場の指定管理者の指定について、提案の理

由を申し上げます。

このたびの提案は、議案第5号と同様の理由により議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、教育課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 教育課長

○教育課長（星 貴之君） 議案第9号 伏見台球場の指定管理者の指定について、内容の説明を申し上げます。

伏見台球場につきましては、由仁町公園条例第13条の規定によりまして平成26年4月1日から指定管理者による管理としているところではありますが、本年、平成29年3月31日をもちまして3年間の契約期間が満了となりますため、それ以降の新たな期間における指定管理者を指定したいため議会の議決を求めるものであります。

指定の内容であります、議案書33ページでございます。1、指定を行わせる施設は、伏見台球場であります。

2、指定管理者の住所、名称及び代表者は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社代表取締役、平野通郎であります。

3、指定管理期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間であります。

4、管理業務の範囲は、由仁町公園条例第13条第4項に掲げる施設の使用の許可や使用料の徴収、減免、施設設備の維持管理等に関する業務であります。

5、使用料に関する事項は、条例第14条に規定する条例で定める額の範囲内での使用料の額の決定、徴収並びに指定管理者の収入としての收受等でございます。

なお、候補者の選定に当たりましては、昨年、平成28年11月1日から30日までの1カ月間を募集期間として公募いたしましたところ、応募者は現在の指定管理者であります東武緑地株式会社の1社であったこと、また東武緑地株式会社は平成26年4月1日から現在まで伏見台球場の指定管理業務を既に誠実に履行しておりまして、今後はこれまでのノウハウやさらなる創意工夫を生かした指定管理業務が期待できるといったことから、去る12月21日に開催されました指定管理者選考委員会におきまして審議をいただき、同社を指定管理者候補として引き続き選定いただいたところであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありません

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 伏見台球場の指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長(熊林和男君) 日程第14、議案第10号 第六次由仁町総合計画基本構想についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第10号 第六次由仁町総合計画基本構想について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、当町における総合的かつ計画的な行政運営を確立し、住民福祉の向上を図るため、平成35年度を目標とする第六次由仁町総合計画を策定しましたので、議会の議決を得ようとするものであります。

近年人口減少や若者の流出などを克服する地方創生の動きが活発化するなど、経済、社会情勢が目まぐるしく変化しており、町政を取り巻く環境も大きく変動しております。このような中、平成28年3月に策定した由仁町人口ビジョン及び由仁町創生総合戦略との整合性を図りつつ、第五次由仁町総合計画の終期であります平成32年度を4年前倒しをいたしまして、新たに第六次由仁町総合計画を策定したところであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 地域活性課長

○地域活性課長(河合高弘君) 議案第10号、第六次由仁町総合計画について、内容の説明をいたします。

お手元の議案第10号別冊、第六次由仁町総合計画基本構想をお開きください。このたびご審議をいただきます基本構想に係る第1章、総合計画の考え方、第2章、由仁町の将来像の全2章の構成としております。

次に、第1章、総合計画の考え方といたしまして、3ページをお開きください。1、計画策定の趣旨といたしまして、さきに策定をいたしました第五次由仁町総合計画では将来人口見通しについて計画最終年度である平成32年度の目標人口を5,500人と想定したところでありますが、平成28年4月には由仁町の人口が5,488人にまで減少しております。由仁町におきましては、これまで産業経済の活性化や住民福祉の向上に向けてまちづくりを進めてまいりましたが、高度情報化社会の到来、地球温暖化を初めとする環境問題の深刻化、地方分権の推進による自己決定、自己責任を実現できる町の構築が求められるなど、町政を取り巻く環境も大きく変化しております。このような中、平成28年3月に策定した由仁町人口ビジョン及び由仁町創生総合戦略との整合性を図りつつ、町民が今後の将来像と進むべき道筋を共有し、その実現に向けていくための指針として第六次由仁町総合計画を策定したところでございます。

2の計画の性格といたしましては、長期的な展望に立って、町の政策の基本的な方向を総合的に示すために策定するものという位置づけでございます。

3、計画の期間といたしましては、これまでの計画は10年間を計画期間としてきましたが、今後は8年間を計画期間とするものでございます。4年ごとに前期と後期に分け、前期の最終年を見直し期間、後期の最終年を次の計画の策定期間とするものでございます。

4ページに移りまして、4、計画の特徴といたしましては、わかりやすい計画、ビジョン型の計画、柔軟性を兼ねた計画を意識して策定をしております。

5、計画の構成といたしましては、第1章、総合計画の考え方、第2章、由仁町の将来像を基本構想としており、第3章、政策展開の基本方針、第4章、計画の推進につきましては基本計画としております。

以上で第1章についての説明を終え、続きまして7ページをごらんください。第2章、由仁町の将来像でございます。これまでの人口動向及びこれからの人口推計などから将来像の考え方について記載をしております。1、由仁町の将来展望といたしまして、(1)、由仁町の人口動向では図1に総人口の推移、8ページに移りまして、図2に年齢3区分別の人口の推移を1920年から2040年までそれぞれグラフで示しております。

9ページをごらんください。(2)、将来の人口展望については2060年までの人口の将来推計を掲載しております。

続きまして、10ページをごらんください。2、将来像といたしまして、(1)、将来像の考え方につきましては人口、財政規模は小さくても魅力ある町としての強みを持ち、それを次世代に引き継いでいくことで小さくてもきらりと輝き続けるという誓いを込めるものであります。

最後、11ページには(2)、基本姿勢といたしまして、強い意志と迅速かつ適切な行動力をもとに何事にも挑戦する可能性を秘めた地域資源を生かし、知名度向上を図る、住民との協働により由仁町の未来を創造するといったことを実現し、将来の目指す姿を小さくてもきらりと輝く町へとということに設定したところでございます。

以上が基本構想内容の概略でございますが、参考資料といたしましてこの基本構想に基づき策定する基本計画を議案第10号資料として提出し、説明を終わります。

○議長（熊林和男君） 提案理由及び内容の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては基本構想に対する大綱に限定して行いますので、ご了承願います。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。議案第10号 第六次由仁町総合計画基本構想についてを会議規則第39条の規定により、議会活性化・まちづくり等特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

浮田君

○4番（浮田孝雄君） ただいま議会活性化・まちづくり等特別委員会へ付託すると、そういう議長のお話がありました。ちょっと確認したいのですけれども、この同じ名称の特別委員会が一昨年の12月にここで設立されております。それで、昨年の12月の定例会、議案第5号ですか、特別委員会に付託したいと、そういう議決がこの議会でありました。それで、特別委員会で審査し、結論を12月の同じ定例会で委員長が報告したと。その時点でこの議会活性化・まちづくり等特別委員会、これが消滅しているはずです。今議長がおっしゃった議会活性化・まちづくり等特別委員会、これは新しく今後同じ名称でつくるということですか。どうなのですか。

○議長（熊林和男君） 議長に答えれということですか、それとも委員長に。

○4番（浮田孝雄君） どちらでもいいです。答えれる人であればいい。

○議長（熊林和男君） 副議長

○9番（吉田弘幸君） ただいまのこれは質疑でしょうか、それとも……

（「質疑です」の声あり）

○議長（熊林和男君） 吉田君

○9番（吉田弘幸君） 特別委員長としてお答えいたします。

昨日全員協議会の中で審議させていただき、審議というか、協議させていただきました。その中でも同じく浮田氏から同じような質問がなされたわけでございますけれども、その中である一定のご理解をいただいたというふうに考えております。なぜかといいますと、これは27年の12月、第4回定例会におきまして設置された由仁の議会の条例であります。それで、この目的、そしてまたは期間につきましては、そのときにもう既に任期満了までと、そしてこの議案の問題につきましては全て敏速な状況下の中で協議していくとい

う、そういう内容のもとでの委員会でありまして、一々、一回一回切ることはありません。そういう旨を昨日お話しさせていただいたところでございまして、今の質問については全然当てはまらない、そんな状況であります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） それでは、議会事務局の局長、特別委員会のあり方、設置の仕方、そのあたり説明できますか、今。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

吉田君

○9番（吉田弘幸君） 局長にというお話でございましたけれども、議会を運営しているのは私どもでございますので、局長はあくまでもサブでございます。この件につきましては、同じく設置のときに全国の町村議長会、また道の町村議長会等の事務局等にも確認済みでありまして、何ら問題なしという、そういう回答を得ているところでありまして、私どもの特別委員会は正規なものであります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） 解釈の仕方は、いろいろあるでしょう。私たち立法府にいる者にしてみれば、守るべき法律、これはやはりきちっと理解しながらやっていかないと、何でもかんでも議会で議決したものは全て正解だと、こういうことにはならないと思います。それで、どなたでも結構です。議員の方でもいいですし、議長でもいいですし、教育長でもいいです。根拠を示す法律というのは、第何条になるのですか。

○議長（熊林和男君） 吉田君

○9番（吉田弘幸君） 法律のこと言われていますけれども、それは私どもちょっと理解しておりませんが、この案件につきましては私どもの由仁町の規則で、条例で制定されたものであります。ということは、いかなることがあっても本会議で決めたものについては、民主主義の世界でございますから、一部の人間が反対されても多数の人間がそれを賛成したわけですから、それに従っていくのがルールかと思えます。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） うちの議会規則第5条には、簡単に書いてあります。特別委員会は設置していいですよと、ただそれだけです。地方自治法の第109条をやはりきちっと



理解しないと、この今のやり方が常態化していくとこれは常任委員会の扱いになります、特別委員会ではなくて。ここはどうしましょう。議長、どうですか。議長にお伺いします。

○議長（熊林和男君） 吉田君、そしたら。

○9番（吉田弘幸君） ただいま議長という発言ありました。議長は、あくまでも議事進行でございます。私ども協議した中におきましては、この流れというものにつきましては由仁町の議会規則というものがあまして、その中に条例化されているものですから、それにやっぱり沿った物の考え方をしていかなければこれは前に進まないと思います。これに対しては毎回おっしゃっておりますけれども、これは私ども議会が賛成多数でもってやはりここで決めた、本会議で決めた条例でございます。これは、やはり絶対ルールとして守っていかなければいけないと。それを崩したらやっぱり民主主義の世界はない、由仁町議会はないと、私はそう思っております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○4番（浮田孝雄君） この正当性の発言というのは、議長が北海道議長の議事課の人がこれはいいですよと、こういったようなニュアンスでお話しされておりました。それで、議長にもお伺いしたのですけれども、ここもやはり法律です。議長会が言ったから、どうのこうの話ではないのです、これは。立法府にいる者が全てやはり法律というものをきちっと解釈して、これを住民のサービスのほうに向けていかなければならない。これ由仁町議会で議決されたもの、これに関して私は従っています。出席できるものは出席する、体調が悪いときには欠席すると、これは当たり前です。民主主義の話をしているのではなくて、法律。私たちがやろうとしている物事の根拠はやはり法律。ここをきちっと確認していかないと私はだめだと思えます。

それで、本日上程されておりますから、当然これは採決されていくでしょう。議長にお願いしたいのは、北海道議長の議事課の方にせめて法律の根拠どこにあるのですかと、ここをやはり確認しておいていただきたい。

以上です。

○議長（熊林和男君） 吉田君

○9番（吉田弘幸君） 先ほどから法律、法律ということでございますが、それであれば私どもの議会条例、これはどういう状況になるわけでしょうか。やはりこれも一つの法律でないでしょうか。

○議長（熊林和男君） 浮田君、これで最後の発言とします。

浮田君

○4番（浮田孝雄君） 聞かれたものですから、答えますけれども、法律というのは憲法から始まって、各市町村の最後の条例まで多岐にわたっています。この優先順位というのをご存じですか。そこなのです。そこの理解をきちっとしないと立法府にいる存在はあり

ません。

○議長（熊林和男君） 自分から言わせていただきます。

法律、法律と言われますけれども、僕たちは法律守りながらやっていますけれども、自分で勉強してわからないところは、道、国の議会事務局が頭ですから、そこにお聞きをして、進めております。それで、これは問題なしと言われておりますので、浮田議員には大変失礼ですけれども、このことに関してはこれ以上もう質問いただきたくないと思います。これで進めていきたいと思います。

○議長（熊林和男君） はい。

○4番（浮田孝雄君） これは、やはり今の発言は訂正してもらわないと。それは、議長の職権で私たち議員に……それは何ですか。命令ですか。私たち全員は、あなたも含めてみんな選挙で選ばれてきているのです。私の発言は私の発言ですけれども、私の裏には町民がいるのです。それを発言してどうしてだめなのですか。おかしいでしょう。

○議長（熊林和男君） 吉田君

○9番（吉田弘幸君） ただいま浮田氏のお話でございます。また、議長の発言でございますけれども、それ言う前にこの委員会を設置したときの状況というものよくご理解願いたい。浮田氏は採決のときに退場されて、町民付託された議員が採決のときに退場するというはこういう人方の裏切り行為ではないかと私は思っている。反対なら反対で座って反対するべきである。そういうこともなしにしてこの委員会を設置されているのです。ということは、浮田氏は賛成に回ったと私は理解しておるわけであります。そこでできた委員会をいまだかつてこのようなことでお話しするというはどうも理解できない。また、議長のお話ですけれども、これはやはり議長の思いとしてお話ししたことで、何も命令でなければ何でもありません。今後議事運営をスムーズに進めるための議長の発言だと私は理解しております。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

議案第10号 第六次由仁町総合計画基本構想について会議規則第39条の規定により、議会活性化・まちづくり等特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 第六次由仁町総合計画基本構想については議会活性化・まちづくり等特別委員会に付託することに決定をいたしました。

議会活性化・まちづくり等特別委員会は、付託となった議案第10号について閉会中に審査を終了し、次期定例会に報告を願います。

◎日程第15 会議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第15、会議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読と内容の説明をさせます。

○事務局長（菊地和夫君） 会議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年1月24日提出。提出者、由仁町議会議員、吉田弘幸、賛成者、由仁町議会議員、加藤重夫、同じく、由仁町議会議員、佐藤英司。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 提案理由の説明を求めます。

吉田君

○9番（吉田弘幸君） 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

由仁町の財政状況につきましては、行財政改革の継続的な取り組みの効果によって、ここ近年では財政の健全化を示す各種の比率は改善傾向にあります。しかしながら、後年度の財政推計においては起債の償還や他会計への繰り出しの増加が見込まれ、非常に厳しい財政運営を強いられることが想定されております。議会としても安定した財源確保による自立したまちづくりを目指すことが町民の皆様の暮らしの向上につながるものと認識しております。その変化に対し、慎重かつ柔軟な対応が必要であると考えております。そのため、議会としては平成27年10月から本年3月末までの間、議員の月額報酬を5%削減することとして現在実施中ではありますが、この独自処置の今後の方針については、昨年の議会活性化・まちづくり等特別委員会において現議員の任期中継続実施することを意思決定したところであります。町民の皆様の福祉の向上と効率的、効果的な行財政運営に努めようと提案した次第であります。

議員各位のご賛同を賜り、提案どおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 由仁町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 会議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第16、会議案第2号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（菊地和夫君） 会議案第2号 議員派遣について。

議員の派遣について、次のとおり承認を求める。

平成29年1月24日提出。提出者、由仁町議会議員、佐藤英司、賛成者、由仁町議会議員、加藤重夫。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この会議案第2号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第2号 議員派遣については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第17 意見書案第1号

○議長(熊林和男君) 日程第17、意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出ついてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読させます。

○事務局長(菊地和夫君) 意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成29年1月24日提出。提出者、由仁町議会議員、加藤重夫、賛成者、由仁町議会議員、佐藤英司。

内容については、別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でおわかりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) これから採決を行います。

意見書案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成29年由仁町議会第1回臨時会を閉会いたします。

◎閉会 午前11時40分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊林 和男

2 番議員                羽賀 直文

3 番議員                佐藤 英司